

市民後見人No.22

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.32)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会
会事務所／東京都品川区小山5-16-9 睦荘101号室(月・水10-16時のみオープン)
TEL：03-3786-6321 (通話専用です／事務所不在時は、転送電話になり対応します)
FAX：03-3786-6326 (24時間ファックス対応専用です)
MAIL：info@shimin-kouken.net ホームページ：<http://www.shimin-kouken.net/>

■第3号、第4号の後見人決定■

東京家裁は、9月24日付け(第3号事案)と12月9日付け(第4号事案)で2人の品川区民について当会を後見人とする審判を行いました。第3号事案では、10月27日に家裁から「登記番号通知書」が届き、実際に後見活動が始まりました。第4号事案の活動開始は年が明けてからになります。これで、当会は4人の同区民を後見することになり、また1人の後見人候補となっています。来年はさらに増える見通しです。

後見活動を円滑に進めるには、多数の後見業務担当者が必要になってきました。会員は全員、養成講座を終了していますので、当会が後見人になる事案に係ることが出来ます。これまでの被後見人は全員品川区民なので、「被後見人を地域で支える」という当会の理念を実践するため、後見業務担当者については、品川在住・在勤会員を優先して募って来ました。しかし、名乗りをあげる会員が少ない傾向にあります。理由はよく分かりませんが、第1号、第2号の後見業務担当者の多くは、「後見人初体験」でスタートし、経験者や品川後見センター職員の知恵を借りて、試行錯誤しながら1年間やってきました。はじめはだれでも「素人」です。遠慮しないで、名乗りを上げてください。

■市民後見人養成講座・川崎会場への募集開始■

高齢社会NGO連絡協議会から委託された「市民後見人養成講座」(1月22-24、30日)の募集要項が決まり、参加者の募集を始めました。募集チラシを添付しましたので、川崎市と其の周辺に在住・在勤のお知り合いの方に受講を勧めてください。

従来、NGO連絡協議会の講座は、3日間18時間(受講料2000円)でしたが、今回は5日間22時間(同5000円)のプログラムを組むよう求められました。しかし、本会では多くの人が参加できるように4日間で22時間、受講料3000円、としました。このため、最少35人の応募がないと採算がとれません。また、受講申し込み後のキャンセルを防ぐため、受講料の前払い制も導入しました。

本会が、品川区以外で講座を開催するのは、今回が初めてです。川崎市在住会員を主体とした運営委員会を作り、主な講師の方々については、同市在住・在勤の方をお願いしました。これは、運営委員の会員が、今後、自分たちの地域で活動していくために、地域に関係する専門家の方々との「協働」を視野にいれたためです。こうした試みを他地域にも広げていくため、ぜひ成功させましょう。ご協力ください。

■勉強会に23人参加■

全会員を対象にした勉強会が11月14日(土)10-12時の間、品川区社会福祉協議会内の会議室(品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル)で開催され、23人が参加、齋藤修一・品川成年後見センター室長らから後見事例を学びました。この勉強会は、これまで品川成年後見センターの支援員として活動している会員を対象に、「支援員会議」と名づけた勉強会を開いてきたものを、試験的に全会員に拡大したものです。今後、恒常的な勉強会を行うべく、理事会で検討していきます。

(文責・古賀) 止